
令和 4 年 6 月

砺波市議会定例会議案

令和 4 年 6 月 6 日

砺波市議会 6 月定例会

令和4年6月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第34号	令和4年度砺波市一般会計補正予算（第2号）	1
2	議案第35号	令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第1号）	5
3	議案第36号	砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	6
4	議案第37号	砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	8
5	議案第38号	砺波市国民健康保険税条例の一部改正について	9
6	議案第39号	砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	10
7	議案第40号	砺波市農村環境改善センター条例の一部改正について	11
8	議案第41号	砺波市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	12
9	議案第42号	財産の取得について	13
10	議案第43号	庄川水害予防組合規約の変更について	14
11	議案第44号	砺波市過疎地域持続的発展計画の策定について	15
12	報告第5号	歳出予算の繰越しについて	16
13	報告第6号	歳出予算の繰越しについて	19
14	報告第7号	継続費の繰越しについて	21
15	報告第8号	歳出予算の繰越しについて	23

議案第 34 号

令和 4 年度砺波市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度砺波市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 426,202 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,552,424 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,183,279	305,718	2,488,997
	2 国庫補助金	622,334	305,718	928,052
15 県支出金		2,512,856	8,547	2,521,403
	2 県補助金	1,726,226	8,547	1,734,773
17 寄附金		21,700	150	21,850
	1 寄附金	21,700	150	21,850
18 繰入金		2,376,658	△ 94,113	2,282,545
	1 基金繰入金	2,376,658	△ 94,113	2,282,545
20 諸収入		934,835	3,200	938,035
	5 助成金	42,860	3,200	46,060
21 市債		858,500	202,700	1,061,200
	1 市債	858,500	202,700	1,061,200
補正されなかった款項に係る額		14,238,394	—	14,238,394
歳入合計		23,126,222	426,202	23,552,424

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,690,722	240,745	6,931,467
	1 社会福祉費	2,513,664	118,335	2,631,999
	2 児童福祉費	4,016,426	122,410	4,138,836
4 衛生費		3,177,271	6,731	3,184,002
	1 保健衛生費	1,044,141	5,631	1,049,772
	2 環境対策費	669,631	1,100	670,731
6 農林水産業費		2,085,198	600	2,085,798
	1 農業費	1,409,529	600	1,410,129
7 商工費		984,860	70,282	1,055,142
	1 商工費	984,860	70,282	1,055,142
8 土木費		2,137,000	40,334	2,177,334
	5 住宅費	148,108	40,334	188,442
10 教育費		2,009,737	67,510	2,077,247
	2 小学校費	418,168	150	418,318
	3 中学校費	209,891	1,232	211,123
	5 社会教育費	555,737	41,686	597,423
	6 保健体育費	487,055	24,442	511,497
補正されなかった款項に係る額		6,041,434	—	6,041,434
歳 出 合 計		23,126,222	426,202	23,552,424

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業生産基盤整備事業債	0	50,100	50,100	補正前 に変わ らず(普 通貸借 又は 証券 発行)	補正前 に変わ らず(5.0% 以内(た だし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる資 金につ いて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率))	補正前 に変わ らず (借入れ の年か ら据置 期間を 含め30 年以上 に半年 賦若し くは年 賦又は 元利均 等若し くは元 金均等 で償還 する。た だし、 市財政 の都合 により 繰上げ 償還し、 償還期 限を短 縮し、 又は低 利債に 借り換 えるこ とができ るもの とする。 なお、 借入先 の融通 条件が あると きは、 これに 従うこ とができ る。)
特産品販路拡大補助事業債	0	600	600			
林道治山事業債	2,900	200	3,100			
道路舗装改修事業債	0	4,500	4,500			
橋りょう改修事業債	61,500	4,200	65,700			
雪寒地域道路防雪事業債	14,200	4,700	18,900			
社会教育施設整備事業債	0	7,500	7,500			
体育施設整備事業債	0	16,200	16,200			
地域づくり事業債	0	2,000	2,000			
観光イベント開催補助事業債	0	7,000	7,000			
商工団体運営補助事業債	0	8,500	8,500			
保育施設整備事業債	0	85,900	85,900			
保育施設運営補助事業債	0	11,300	11,300			
補正されなかった地方債	779,900	—	779,900			
計	858,500	202,700	1,061,200			

議案第35号

令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度砺波市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度砺波市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	12,129,000 千円	4,158 千円	12,133,158 千円
第2項 医業外収益	1,816,000 千円	4,158 千円	1,820,158 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,119,000 千円	4,158 千円	12,123,158 千円
第1項 医業費用	11,542,607 千円	3,780 千円	11,546,387 千円
第2項 医業外費用	575,393 千円	378 千円	575,771 千円

（たな卸資産購入限度額）

第3条 予算第10条中「2,993,798千円」を「2,997,956千円」に改める。

令和4年6月6日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 36 号

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対する固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものとする。（課税免除）

第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項第 1 号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5,000 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資

産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

（1） 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては、2,000万円とする。）

（2） 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3箇年度とする。

（申請手続）

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、課税免除を適用するものとする。

（取消し）

第4条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除の適用を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第 37 号

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
16 年砺波市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中
「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 11 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を
「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後そ
の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された
選挙については、なお従前の例による。

議案第 38 号

砺波市国民健康保険税条例の一部改正について

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険税条例（平成 16 年砺波市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「630,000 円」を「650,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「630,000 円」を「650,000 円」に、「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の砺波市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

別表加算料の部非紹介患者初診加算料の項中「5,000 円」を「7,000 円」に改め、同部非紹介患者再診加算料の項中「2,500 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

砺波市農村環境改善センター条例の一部改正について

砺波市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

砺波市農村環境改善センター条例（平成 16 年砺波市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「午前 9 時から午後 10 時まで」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 砺波市砺波農村環境改善センター 午前 9 時から午後 10 時まで
- (2) 砺波市庄川農村環境改善センター 午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午後 5 時から午後 10 時までの範囲内で延長することができる。）

第 7 条第 1 項第 2 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

附 則

この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

砺波市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

砺波市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

砺波市特定公共賃貸住宅管理条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 1 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 3 号」を「施行規則第 1 条第 4 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条中第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1）同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 1 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 1 号に規定する同居親族等をいう。

第 6 条第 1 号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等」に改め、同条第 3 号中「同居親族」の次に「等」を加え、同条第 5 号中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第 9 条中「同居親族」の次に「等」を加える。

第 2 8 条第 1 項中「の際に同居を認められた親族」を「を認められた同居親族等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（砺波市営住宅管理条例の一部改正）

2 砺波市営住宅管理条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イ中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

議案第42号

財産の取得について

小学校管理運営事業として、次のとおり財産を取得する。

令和4年6月6日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 取得する財産 | 児童用机・椅子 1,780セット |
| 2 取得価額 | 金37,774,000円 |
| 3 契約の相手方 | 砺波市本町6番13号
株式会社五島書店
代表取締役 澁谷 康佑 |

議案第 4 3 号

庄川水害予防組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、庄川水害予防組合規約を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

庄川水害予防組合規約の一部を変更する規約

庄川水害予防組合規約（昭和 2 6 年 9 月 2 6 日富山県指令地第 1 2 3 6 号）の一部を次のように変更する。

第 8 条第 2 項中「高岡市副市長中管理者の選任した者及び」を「高岡市副市長を、」に改める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

議案第 4 4 号

砺波市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、砺波市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第 5 号

歳出予算の繰越しについて

令和 3 年度砺波市一般会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和3年度砺波市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳				一般財源	
				既収入 特定財源	未収入				その他
					国庫支出金	県支出金	特定地方債		
2 総務費	1 総務管理費	人事管理費	円	円	円	円	円		
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳等事務費	1,430,000	4,587,000			1,430,000		
	7 交通対策費	デマンドタクシー運行費	2,241,800				2,241,800		
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費	60,409,000	60,409,000					
	2 児童福祉費	保育施設整備事業費	62,146,000				62,146,000		
4 衛生費	1 保健衛生費	給与費	3,519,858	3,519,858					
		感染症予防対策費	54,525,000	54,525,000					
6 農林水産業費	1 農業費	新型コロナウイルス予防接種事業費	82,944,957	82,944,957					
		農業経営等構造対策費	22,394,000	22,394,000					
7 商工費	2 林業費	夢の平コスモス荘管理運営費	1,757,000	1,757,000					
		林道治山事業費	1,186,000	593,000	500,000		93,000		
	3 農業土木費	かんがい排水事業補助費	49,803,560	4,587,380	38,900,000		6,316,180		
7 商工費		土地改良総合整備事業補助費	31,394,000		27,600,000		3,794,000		
		国営附帯農地防災事業費	113,592,548		108,800,000		4,792,548		
7 商工費	1 商工費	金融対策費	10,836,000	10,836,000					
		観光振興戦略事業費	10,000,000	8,000,000		2,000,000			
8 土木費		観光産業回復事業費	12,100,000	2,100,000			10,000,000		
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持修繕費	73,078,210	40,193,016	27,500,000		5,385,194		
8 土木費	3 河川費	市道改良事業費	83,719,652	35,534,992	36,600,000		11,584,660		
	4 都市計画費	河川管理費	1,666,000				1,666,000		
8 土木費		出町東部第3土地区画整理事業費	25,017,000		200,000		24,817,000		
		砺波チューリップ公園再整備事業費	81,259,560	40,629,780	37,700,000		2,929,780		

款	項	事業名	金額	左の財源内訳				一般財源	
				既収入 特定財源	未収入		特定財源		
					国庫支出金	県支出金	地方債		その他
5	住宅費	市営住宅管理費	3,982,000					3,982,000	
		地域住宅支援事業費	15,873,000	6,340,000				9,533,000	
10	教育費	小学校費	40,726,000	40,726,000					
		小学校保健管理費	613,000	613,000					
3	中学校費	中学校保健管理費	359,000	359,000					
5	社会教育費	砺波市美術館管理運営費	4,950,000	4,950,000					
6	保健体育費	体育施設費	2,937,000	1,782,000				1,155,000	
11	災害復旧費	農林水産業施設費	18,128,000	10,110,000		4,400,000	2,350,000	1,268,000	
		災害復旧費							
合計			915,609,145	432,310,603	5,180,380	282,200,000	4,350,000	191,568,162	

令和4年6月6日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第6号

歳出予算の繰越しについて

令和3年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和3年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳				
				既収入 特定財源	未収入		内訳	
					国庫支出金	県支出金	特定地方債	財源 その他
1 総務費	1 総務管理費	保健事業一般管理費	円 2,780,800	円 2,780,800	円 2,780,800	円	円	
	合	計	2,780,800	2,780,800				

令和4年6月6日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第7号

継続費の逡次繰越しについて

令和3年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算のうち継続費に係る支出額について、別紙計算書のとおり繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和4年6月6日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和3年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定財	その他	
1	事業費	工業団地 造成事業費	600,000,000	487,000,000	487,000,000	487,000,000	487,000,000	487,000,000	円	円	円	円	円
合	計		600,000,000	487,000,000	487,000,000	487,000,000	487,000,000	487,000,000				487,000,000	487,000,000

令和4年6月6日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第 8 号

歳出予算の繰越しについて

令和 3 年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和3年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳					
				既収入 特定財源	未収入		定財源		一般財源
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	工業団地造成事業費	47,257,100	円	円	円	円	円	
	合計	計	47,257,100	円	円	47,200,000	円	円	

令和4年6月6日 提出

砺波市長 夏野 修

